

# サンデーズジュニア規約〔選手編〕

初版：平成20年2月1日

## 第1章 総 則

(名称および事務局)

第 1 条 本会は『サンデーズジュニア』と称し、事務局を代表者宅に置きます。

(本会の目的)

第 2 条 本会の目的は、足立区六木・神明地区の児童の親睦と健康増進を図り、生涯スポーツ向上に資することにあります。

(本会の活動)

第 3 条 本会は、その目的に沿った活動として下記のことを行います。

- 1 会員の親睦を図るため、各種活動を行います。
- 2 他団体と必要に応じて協議し、交流を行います。
- 3 その他、目的達成に必要な活動を行います。

## 第2章 組織体制

(本会の体制)

第 4 条 本会の運営を合理的に行うため、下記のと通りの体制を定めます。

- 1 代表者（成人）……………本会を代表して諸事全般に対応（連絡網参照）
- 2 事務局（成人）……………会費の出納管理やスポーツ安全保険の加入等に対応
- 3 指導者（成人男子）…監督やコーチ（これ以降総称して『指導者』と表記）
- 4 選手 {  
    (小学生) { キャプテン  
              副キャプテン  
              一般選手

選手の在籍人数が多い場合には、指導効率の向上を意図して本会内をいくつかのチームに分割して対応します。

## 第3章 規 約

(本会の規約)

第 5 条 本会の運営を合理的に行うため、下記のと通りの規約を定めます。

- 1 サンデーズジュニア規約〔選手編〕（本書）……………選手向けです。
- 2 サンデーズジュニア規約〔指導者編〕（別冊）……………指導者向けです。

(規約〔選手編〕)

第 6 条 本書は、入会希望者にとっては告知事項であり、選手個々にとってはその行動指針となるものです。

(規約〔指導者編〕)

第 7 条 指導者を対象とした規約です。その意義は、本会規約〔選手編〕と概ね同様です。

## 第4章 会 計

(会計年度)

第 8 条 本会の会計年度は、当年の4月1日から翌年の3月31日です。

(活動原資)

第 9 条 本会の活動に関わる原資は、会費その他を充当します。

(会費月額)

第10条 本会の会費は、「月額1,000円」とします（6年生に対しては1～3月分の納入を免除）。

ご兄弟が同時に在籍する場合に限って、二人目は『月額500円』とします。

(保険加入)

第11条 本会の構成員は、もれなく『スポーツ安全保険』に加入します。

加入手続きには事務局が対応します。

(会費からの支出)

第12条 本会が決定した試合や行事の開催、本会関連の連盟の行事に構成員が参加する場合に対しては、それに必要となる費用の全額または一部を会費から支出します。

第13条 野球技術向上のため外部から講師を招く場合にも、その諸費用を会費から支出します。

## 第5章 入会、休会および退会

(入会の申し込み)

第14条 入会の手続きは、『入会申込書』と『会費月額1,000円（入会月分）』によります。入会希望者には、この規約の納得に加えて「下記の全ての条件を満たすこと」を求めます。

- 1 小学生であること。  
新規入会にあっては、5年生の前期までを入会申し込み可能期限とします。
- 2 野球が好きであること。
- 3 心身ともに健康であること。
- 4 少年野球に関して、他のチームに加入していないこと（重複入会の禁止）。
- 5 本会へは『新規入会』であること。  
本会退会后、他のチームを経由しての再度の入会には応じません。
- 6 本会での活動において、「手話」や「活動中の常時監視」等の本会サイドの特別な配慮が無用であること。

(休 会)

第15条 休会の手続きは休会届け（書面）によります。

書式は不問ですが、選手名のほかに休会の必要性、休会予定期間、届けの発行日を記入してから保護者の署名・捺印したものを本会の代表者宛に速やかに提出すること。

なお、休会の許可には、「会費の滞納がないこと」や、「少年野球に関する他チームとの関わりがないこと」等が条件です。

休会の必要性が下記の何れかに該当する場合は、最長1年を限度とする休会を認めます。

- 1 本人の健康状態
- 2 学業や他のスポーツ等に起因する本人の事情
- 3 家庭の事情

(休会に起因する会費の納入免除)

第16条 休会開始月の翌月から復帰月の前月までの期間に限って免除します。

(休会中の報告)

第17条 休会中は、2ヶ月毎程度での書面による状況報告を求めます（本会の代表者宛、書式不問）。

報告時点の状況や復帰の見込み等が主な報告内容です。

報告の内容によっては『退会を勧告する』場合があります。

(自然退会)

第18条 休会の期間が満了した場合は、『自然退会』の措置を講じます。

(退会)

- 第19条 本会の退会には、下記のようなケースがあります。退会に際しては、交付済みの貸し出し物品(第6章参照)の返却のほか、会費の完納を求めます。
- 1 卒業……小学生としての修業年限の満了に伴う退会です。
  - 2 自然退会……第18条参照
  - 3 自己都合退会…自発的判断による退会申請。本会代表者宛に申請すること(申請書式不問)。
  - 4 強制退会……本会の構成員として相応しくない人物であるとの評価に起因しての退会です。

## 第6章 交付物件

(初期交付物)

- 第20条 本会への入会時に下記の物を交付します。
- 1 ユニフォーム一式(帽子、シャツ、パンツ、ストッキング)……貸出扱い
  - 2 活動予定表や連絡網(第21条参照)

(定期交付物)

- 第21条 下記の物について、対応する印刷物を配付します。
- 1 活動予定表……2ヶ月毎に発行・配付します  
ホームページにも掲載しています(第61条参照)。
  - 2 連絡網……新入会員があった場合に改訂し、連絡順に影響する選手に配付します。

(交付品の交換)

- 第22条 小学生時代は身体の成長が著しいので、それに起因しての交換希望は本会代表者に申請すること(随時可)。  
なお、ズボンの膝が破けた等の傷みについては、各家庭で処置願います(交換には応じません)。

## 第7章 選手心得(日常生活面)

(選手心得)

- 第23条 選手には、下記のとおりに対応を求めます。
- 1 練習をはじめとする本会主催の行事に対応した場合、その帰路では寄り道をせぬこと。
  - 2 試合等本会が関わる行事に参加できない場合は欠席の連絡を欠かさぬこと(連絡網参照)。
  - 3 欠席した場合には、今後の活動予定の確認を欠かさぬこと(所属チームのキャプテンに確認)。
  - 4 選手としての義務が遂行できなくなった場合には、速やかに休会や退会の届けを提出すること(第5章参照)。
  - 5 『批判』をせぬこと。その対象が本会であれ、他チームであれ禁止します。
  - 6 他チームに所属している選手を勧誘せぬこと。
  - 7 自己の健康状態を最良に保つために、暴飲暴食を避けると共に規則正しい生活を心がけること。
  - 8 学業に励むほか、善良な児童としての生活を心がけること。  
また、善行には進んで取り組むこと。

(出欠の判断)

- 第24条 出欠の判断における本会としての優先順位は下記のとおりとします。
- 1 本人の健康状態(体調不良の場合は無理せぬこと)
  - 2 家庭や学校等の行事
  - 3 本会の活動(予定期日については『活動予定表』に明記済み)

## 第8章 保護者心得

(保護者心得)

- 第25条 保護者自身がこの規約を理解するほか、その内容を噛み砕いて入会希望者本人(選手本人)に理解させること。
- 第26条 『批判』をせぬこと。その対象が本会であれ、他チームであれ禁止します。
- 第27条 選手の朝食を欠かさぬこと。
- 第28条 選手が自宅を出発する際は現金を持たせぬこと(トラブルの素の排除、平等な対応の実現)。
- 第29条 お弁当を後になって届けぬこと(平等な対応の実現)。  
本会では、お弁当は『おにぎり2個』に限ります(大きさは不問)。  
また、別添のおかずやフルーツ、お菓子の持参を禁止します(競争になるのを回避するため)。
- 第30条 選手が自宅を出発する際は、必ず飲み物を持参させること。
- 第31条 選手の持ち物には、必ず『本会の名称と氏名』を明記すること(遠征した場合等の忘れ物対策)。
- 第32条 背番号の縫いつけやユニフォームの破れの補修には、家庭内で対応すること。  
(過度な期待の放棄)
- 第33条 本会の目的は第2条のとおりです。  
将来的に本会出身のプロ野球選手が誕生するかも知れませんが、本会としてはそのようなことを目指していませんので選手本人に過度な期待はなさらぬようお願いいたします。

## 第9章 体制整備

(本会への一任事項)

- 第34条 本会内をいくつかのチームに分割する場合、選手個々の配属については本会に一任願います。  
個別の希望には一切応じません(本会内の秩序を維持するため)。
- 第35条 背番号の決定も、本会に一任願います。  
背番号の改訂は、新シーズンに向けての体制整備の一環として新チームを編成する際に、本会の代表者が行います。  
背番号も使い回しにての対応となりますから、不足した場合には交付しませんのでご了承ください。

(キャプテン)

- 第36条 キャプテンの指名は、新シーズンに向けての体制整備の一環として新チームを編成する際に、本会の代表者が行います(副キャプテンも同様)。  
キャプテンに指名された者は指導者の代理であり、キャプテンには下記のような対応を求めます。
- 1 遅くとも集合時刻15分前までには集合場所に行くこと。
  - 2 野球用具の準備や後かたづけには自ら対応するほか、他の選手に対して指示を行うこと。
  - 3 集合に際しての整列の指示や号令を行うこと。
  - 4 準備体操の誘導を行うこと(模範演技的な対応)。
  - 5 選手の不適切な行動(私語や砂遊び、悪ふざけ等)に対して注意すること。
- 第37条 副キャプテン  
副キャプテンに指名された者には、キャプテンを助けて行動して戴きます。  
副キャプテンへの求めはキャプテンに準じます。

## 第10章 サンデーズジュニア三訓

第38条 下記のとおり本会の三訓を定めますから、いつでも暗唱できるようにしておくことを求めます。

- ・一つ 私は、一所懸命練習に取り組みます。
- ・一つ 私は、練習時間を無駄にせぬため、私語や悪ふざけをしません。
- ・一つ 野球ではチームプレーが求められます。  
私はその原点として本会内の誰とでも親しくします。

## 第11章 選手心得（グラウンドマナー）

（グラウンドマナー）

第39条 本会運営への協力並びに選手間の協調に努めること。

第40条 集合時刻を厳守すること。集合場所では指導者や父兄に必ず挨拶すること。

常に礼儀正しく、挨拶等は大きな声ではっきり行うこと。

第41条 グラウンドに入っている際は、必ず帽子を取って一礼すること。

第42条 グラウンドに入ったら、指導者の指示に必ず従うこと。身勝手な行動は禁止します。

第43条 選手は、指導者ばかりでなくキャプテンや副キャプテンからの指示にも対応すること。

第44条 本会内では、年長者を敬うこと（学年が自己よりも上位の選手の呼び捨ては禁止）。

第45条 他の選手を馬鹿にせぬこと（名前や容姿、動作の速さ、野球技術の程度等をとらえて）。

（取り組む姿勢）

第46条 グラウンドに入ったら、漫然と時を過ごさぬこと。

向上心や集中力に欠けた練習では、何時間やっても無駄です。

限られた時間で最大の成果を求めるために、向上心や集中力を発揮すること。

（持ち込み禁止品）

第47条 グラウンドにはフルーツやお菓子、おもちゃ等を持ち込まぬこと。

また、私用のボールを持ち込まぬこと（本会所有品との混同を回避するため）。

（交付用品の取り扱い）

第48条 交付品を含め、本会所有の物品を故意に破損したり、回収不能にした場合（川に投げ捨てた等）には応分の代金を請求します。

（河川対応）

第49条 練習等でボールが川に落ちた場合、その後の処置として速やかに指導者に届けること。

生命の危険に関わりますから、選手がこれに対応することを禁止します。

（他チーム対応）

第50条 グラウンド内で他のチームの指導者や選手に出会ったら、挨拶を忘れぬこと。

## 第12章 選手指導および起用

（指導者）

第51条 本会の運営は、指導者各位のご厚意の上に成り立っていますから、指導者各位に対して選手には絶対服従の姿勢を求めます。

- 1 全て無補償のご厚意によります。  
見返りなしの無報酬……日当や手間賃、ガソリン代、車両保険代等全てご厚意
- 2 保護者の皆様の負担が軽く済んでいるのもご理解戴けるものと思います。

(選手指導の方針)

第52条 下記のとおりです。

- 1 選手個々に対して平等に接する。  
なお、学問や芸術の世界には天分というものが関係しますが、野球に関しても同様、受ける指導の内容や程度には当然のことながら個人差があります。
- 2 指導を求める者に対して指導する（反抗的な態度や指導の邪魔をする者はこれに当たらず）。
- 3 運営に障害となる選手の排除（強制帰宅や強制退会：『腐ったリンゴ』の例えを参照されたい）。  
障害とは、『指導や注意に従わないこと、他の選手を扇動すること』等を言います。

(指導の焦点)

第53条 指導の焦点は、選手個々の野球に関する力量を伸ばすことにあります。

従いまして、選手間の力量のギャップを縮めることを意図しませんから、自己の力量が不足していると自覚している者には、より一層の集中力の発揮と不断の努力を求めます。

(練習と試合のとらえ方)

第54条 下記のとおりです。

- 1 練習とは……下記のようなことを意図しての訓練を言います。
  - ・一度もしたことがない（本人にしては）高度なプレーをたまにできるようにする。
  - ・たまにできる（本人にしては）高度なプレーをいつもできるようにする。
- 2 試合とは……練習の成果を披露する場を言います。  
練習試合は、自己の上達度合いを測るためのもので、勝敗は不問です。

(呼び方)

第55条 緊迫感を維持するため、選手の特定が必要な場合は名前や苗字を呼び捨てにしますのでご了承ください（『君づけ』や『さんづけ』では冗長性があるのでこれを排除したいことによります）。

(選手起用)

第56条 打順や守備のポジション、先発選手、控え選手等試合における選手起用に関しては、指導者が『チーム内での個々人』という観点から決定していますので、異議は無用に願います。

### 第13章 本会からの依頼事項

(コミュニケーションの向上)

第57条 家庭における親子の断絶の予防や本人のやる気を引き出すため、夕食の食卓等で本会における活動状況等を話題として活用して下さるようお願いします。

(家庭内指導の自粛)

第58条 野球に関して、本人の上達の妨げになりますから、家庭での指導は自粛して下さいようお願いします（指導内容の相違を回避するため）。

(本来の姿の維持)

第59条 『右利き』を『左利き』にする等、本来の姿を無視した強制はご遠慮願います。

(日常の観察と報告)

第60条 いじめや健康上の問題点を早期に明確にするため、本人の顔色や振る舞い、食欲、学業成績等に異常が認められた場合は速やかにご一報下さるようお願いいたします(連絡方法は不問)。

(情報発信)

第61条 本会では、ホームページを開設し、運営に関わる種々の情報を発信しています。そのURLは、下記のとおりです。

[http://sports.geocities.jp/sundays\\_jr/](http://sports.geocities.jp/sundays_jr/)

これに起因して、本会の活動風景や個々の選手紹介に本人の顔写真を使用しますのでご了承願います。

また、自宅にインターネット環境がある場合は、適宜アクセスの上、ご意見をお寄せ下さるようお願いいたします。

## 第14章 賞 罰

(表 彰)

第62条 年度を通じて、野球の面での成績が優秀であった者や、本会の運営に対する貢献が顕著であった者に対しては、これを表彰します(基準は公開しません)。

(規約違反)

第63条 日常の行動や本会活動中の行動は、この規約を理解した上でのものと言うことで、それが遵守されない場合には『それ相応の責めを負う』ものとします。

【補足】遵守(じゅんじゅ)

規則や法律などに従い、それを守ること。

(指導者に対する不敬・揶揄)

第64条 容姿や体型等をとらえて『指導者をからかう』等は言語同断の行為です(親しみと悪ふざけは別物)。

このような行動をとる選手には、それ相応の罰を与えます。

(けんか)

第65条 けんかは『両成敗』です。

1 その結果として、けが等の治療費に関わる場合は当事者がそれぞれ均等に負担することとします(次項のケースを除く)。

本会は、この負担に関与しません。

2 けんかの原因が明確である場合は、その原因に関わる者が全て負担することとします。

本会は、この負担に関与しません。

(野球用品の窃盗)

第66条 交付品を除いて、本会所有の野球用具を自宅に持って帰らないことは当然ですが、無断での持ち帰りが露見した場合には、応分の代金の請求と共に即時強制退会の措置を講じます。

## 第15章 事故並びに補償

(けが・交通事故)

第67条 本会の活動中における『けがや交通事故』に対しては、下記のとおり処置します。従いまして、それを越える補償を期待なさる場合は、それぞれ自己解決して下さいをお願いします。

1 野球のプレー中やチームとして移動中のものに対しては『スポーツ安全保険』によります。

『スポーツ安全保険』に関する詳細は、下記の何れかでお調べください。

- ・当該ホームページの参照 (下記のURL)  
<http://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html>
- ・電話問い合わせ  
スポーツ安全協会 東京都支部 (東京都体育協会内)  
電話03-3481-2423

2 交通事故に対しては、自動車賠償責任保険や任意保険によります。

3 『けんか』については、第65条を参照されたい。

(賠償責任)

第68条 本会の運営では、指導者は万全の注意を払って指導しますが、予測できない事故に対する法律上の賠償責任は負わないものとします。

## 第16章 規約の改定

(未決項目対応)

第69条 この規約に明記されていない事象が発生した場合には、指導者の協議により対応方法を決定し、処置を講じます。

(規約の改定)

第70条 下記のとおり、規約の改定に対応します。

- 1 この規約の掲載内容に致命的な部分が見つかった場合は、即時に対応します。
- 2 『未決項目の累積』が4～5件になった場合に、対応します。
- 3 この規約を改定した場合は、改定版を配付すると共にその徹底に努めます。

## 第17章 付 則

(施行)

第71条 この規約は平成20年2月1日より施行します。  
(以下余白)